

住宅確保要配慮者に対する居住支援（内容更新）

※民間住宅への入居に関する取組

【令和7年度】  
令和7年7月1日掲載

対象者	事業名	事業概要	事業実施主体	支援時期			担当（関係）課所室			
				入居時	入居中	退居時	部	課	係	問合せ先
住宅確保要配慮者全般 主な担当（関係）課所室：住宅政策課										
	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録制度	住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅を賃貸する事業を登録し、当該住宅の情報を住宅確保要配慮者等に提供する。	下関市	○			建設部	住宅政策課	住宅政策係	083-231-1941
	居住支援法人等による情報提供・入居相談	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅等に係る情報提供・入居相談を行う。	山口県指定居住支援法人等	○	○	○	建設部	住宅政策課	住宅政策係	083-231-1941
	家賃債務保証業者の登録制度	一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国に登録することにより、適正な業務を行う事業者の情報を提供する。	国	○	○		建設部	住宅政策課	住宅政策係	083-231-1941
低額所得者 主な担当（関係）課所室：福祉政策課、生活支援課、こども家庭支援課										
	住居確保給付金	【家賃の補助】離職等により住居を喪失した又は喪失するおそれのある生活困窮者に対し、一定期間、家賃の一部相当額又は全額を支給する。 【転居費用の補助】収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要があると認められた生活困窮者に、転居に要する費用（上限有り）を支給する。 （審査及び求職活動等支給要件あり）	下関市 生活サポートセンター下関	○	○		福祉部	福祉政策課	地域係	083-231-1418
	住宅扶助の代理納付	生活保護受給者に対する住宅扶助費代理払い。	下関市		○		福祉部	生活支援課	保護第1係～保護第6係	083-231-1921～1925, 1506
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭及び寡婦に対し、住宅を移転するために必要な資金（例：引越代、敷金等）を貸し付ける。	下関市	○			こども未来部	こども家庭支援課	相談支援係	083-231-1358

対象者	事業名	事業概要	事業実施主体	支援時期			担当（関係）課所室			
				入居時	入居中	退居時	部	課	係	問合せ先
高齢者 主な担当（関係）課所室：長寿支援課、介護保険課										
	在宅高齢者福祉サービス	配食サービス助成、緊急通報装置設置助成など、高齢者や重度身体障害者等が民間住宅に居住していくために必要な支援を行う。	下関市指定事業者等		○		福祉部	長寿支援課	支援係	083-231-1340
	相談支援	高齢者に関する相談に応じ、情報の提供及び助言その他の介護保険サービスの利用支援など必要な支援を行う。	地域包括支援センター	○	○	○	福祉部	長寿支援課	地域包括ケア推進室	083-231-1345
			下関市				福祉部	介護保険課	給付係	083-231-1139
	介護保険サービスの提供	居宅介護や地域密着型サービス、福祉用具貸与など、民間住宅に居住していくために必要な支援についてケアマネジャーと要支援・要介護認定者が協議をし、適切なケアプランに基づいて必要なサービスを提供する。	下関市指定介護保険サービス事業者 下関市指定居宅介護支援事業者	○	○	○	福祉部	介護保険課	事業者係	083-231-1371
障害者 主な担当（関係）課所室：障害者支援課、健康推進課										
	相談支援	障害者からの相談に応じ、情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援など必要な支援を行う。	下関市指定相談支援事業者	○	○	○	福祉部	障害者支援課	権利擁護係	083-227-4199
	障害福祉サービス	居宅介護や地域定着支援など、民間住宅で居住していくために必要な支援を提供する。	下関市指定障害福祉サービス事業者	○	○	○	福祉部	障害者支援課	権利擁護係	083-227-4199
	精神保健福祉相談	精神保健福祉相談員や保健師が、精神保健福祉に関する相談対応（電話、面接、訪問）を行う中で、入居に関する助言を行う。	下関市	○	○	○	保健部	健康推進課	精神難病支援係	083-231-1419
子育てをする者 主な担当（関係）課所室：こども家庭支援課										
	母子父子寡婦福祉資金貸付金【再掲】	ひとり親家庭及び寡婦に対し、住宅を移転するために必要な資金（例：引越代、敷金等）を貸し付ける。	下関市	○			こども未来部	こども家庭支援課	相談支援係	083-231-1358

対象者	事業名	事業概要	事業実施主体	支援時期			担当（関係）課所室			
				入居時	入居中	退居時	部	課	係	問合せ先
ハンセン病療養所入所者等 主な担当（関係）課所室：保健医療政策課										
	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）	ハンセン病患者であった者等の福祉の増進等を図ることに係る政策の策定及び実施に関すること。 ・退所者等が日常生活または社会生活を円滑に営むことに関する相談への対応（助言等）及び情報の提供等	山口県	○	○	○	保健部	保健医療政策課	感染症対策係	083-231-1530
生活困窮者 主な担当（関係）課所室：福祉政策課										
	住居確保給付金【再掲】	【家賃の補助】離職等により住居を喪失した又は喪失するおそれのある生活困窮者に対し、一定期間、家賃の一部相当額又は全額を支給する。 【転居費用の補助】収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要があると認められた生活困窮者に、転居に要する費用（上限有り）を支給する。 （審査及び求職活動等支給要件あり）	下関市 生活サポートセンター下関	○	○		福祉部	福祉政策課	地域係	083-231-1418
犯罪被害者、遺族 主な担当（関係）課所室：生活安全課										
	日常生活支援金の支給	犯罪被害により居住が困難となった場合に、それぞれに応じた次の費用の支援を行う。 （入居時：転居費用、家賃） （入居中：ハウスクリーニング費用） （退去時：一時宿泊費用）	下関市	○	○	○	市民部	生活安全課	くらし安全係	083-242-0797
	転居費用の助成	犯罪被害により居住が困難となった方が、新たな住居へ転居するための費用を助成する。	山口県	○			市民部	生活安全課	くらし安全係	083-242-0797